

## 第一五回

### 参第一五号

覚せい剤取締法の一部を改正する法律（案）

覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（用語の意義）

第二条 この法律で「覚せい剤」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類
- 二 前号に掲げるものと同様の覚せい作用を有するものであつて政令で指定するもの
- 三 前二号に掲げるもののいずれかを含有するもの

2 この法律で「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造し、且つ、その製造した覚せい剤を譲り渡すことを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

3 この法律で「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。

4 この法律で「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため覚せい剤を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第十五条第二項に次の但書を加える。

但し、厚生省令の定めるところによりあらかじめ届け出て国外にある者に譲り渡す覚せい剤の製造数量については、別に定めることができる。

第十七条第一項中「その製造した覚せい剤を」の下に「厚生省令の定めるところによりあらかじめ厚生大臣に届け出て国外にある者に譲り渡す場合の外は、」を加える。

第十八条を次のように改める。

（譲渡証及び譲受証等）

第十八条 覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡す場合には、都道府県の発行する譲渡証の用紙に必要な事項を記載し、且つ、印をおして相手方に交付しなければならない。

2 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者は、覚せい剤製造業者から覚せい剤を受け取る場合には、都道府県の発行する譲受証の用紙に必要な事項を記載し、且つ、印をおして相手方に交付しなければならない。

3 覚せい剤を保管する製造所又は厚生大臣に届け出た営業所（薬事法に規定する薬剤師が置かれている営業所に限る。以下覚せい剤保管営業所という。）の保管責任者（当該製造所又は覚せい剤保管営業所に置かれた薬剤師をいう。以下本条において同じ。）は、覚せい剤の保管換をする場合には、現にこれを保管する製造所又は覚せい剤保管営業所の保管責任者にあつては厚生省令の定める移動通知書に、あらたにこれを保管しようとする製造所又は覚せい剤保管営業所の保管責任者にあつては厚生省令の定める移動受領

- 書に、それぞれ必要事項を記載し、且つ、印をおして相手方に交付しなければならない。
- 4 覚せい剤製造業者は、覚せい剤の保管換をする場合には、当該製造所又は覚せい剤保管営業所の保管責任者をして、前項に規定する移動通知書又は移動受領書の交付をさせなければならない。
  - 5 第一項から第三項までの規定により譲渡証、譲受証、移動通知書又は移動受領書の交付を受けた者は、譲受、譲渡又は保管換の日から二年間、これを保存しなければならない。
  - 6 譲渡証、譲受証、移動通知書及び移動受領書は、第一項から第三項までの規定による場合の外は、他人に譲り渡してはならない。

第二十条第五項中「覚せい剤研究者は、」の下に「厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けた場合の外は、」を加える。

第二十二条中「製造所」の下に「若しくは覚せい剤保管営業所」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 覚せい剤製造業者は、その所有する覚せい剤を製造所と覚せい剤保管営業所との間又は覚せい剤保管営業所相互の間において保管換することができる。

第二十四条第一項及び第二項中「製造所」を「製造所（覚せい剤保管営業所において保管するものについてはその営業所）」に、同条第三項中「処分しなければならない。」を「処分し、その結果を覚せい剤製造業者についてはその製造所（覚せい剤保管営業所において保管するものについてはその営業所）の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者についてはその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ報告しなければならない。」に、同条第五項中「効力を失った日から同項の規定による譲渡又は処分をするまでの間は」を「効力を失った後同項の規定に従って譲渡又は処分をするまでの間は」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（遺失覚せい剤の帰属）

第二十六条の二 地方公共団体に属する警察の警察署長が遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により保管する物件が覚せい剤である場合においてその交付を受ける者がいないときは、当該覚せい剤の所有権は、同法第十五条（警察署長の保管物件の国庫又は地方公共団体への帰属）の規定にかかわらず、国庫に帰属する。この場合においては、当該警察署長は、当該覚せい剤をすみやかに国庫に引き渡さなければならない。

第二十八条第一項中「それぞれその製造所」を「それぞれその製造所若しくは覚せい剤保管営業所」に、同項第一号中「譲り受け、」を「譲り受け、保管換し、」に、同項第二号中「製造所」を「製造所若しくは覚せい剤保管営業所」に改める。

第二十九条中「製造所」を「製造所（覚せい剤保管営業所において保管するものについてはその営業所、保管換に係るものについては、保管換前に保管した製造所又は覚せい剤保管営業所及び保管換後に保管する製造所又は覚せい剤保管営業所）」に、同条第一号及

び第四号中「所有」を「所有又は保管」に改め、同条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 その月中に保管換した覚せい剤の品名及び数量

第三十二条第一項中「製造所」を「製造所若しくは覚せい剤保管営業所」に改める。

第三十六条第一項第五号中「及び第二項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告）」を「、第二項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告）及び第三項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分及びその報告）」に改める。

第三十九条中「第十八条」を「第十八条第一項及び第二項」に改める。

第四十二条第一項第三号を次のように改める。

三 第十八条第一項から第三項まで（譲渡及び譲受証等の交付）の規定に違反して譲渡証、譲受証、移動通知書又は移動受領書を交付せず、又はそれに虚偽の記載をした者及び同条第四項（移動通知書及び移動受領書に関する覚せい剤製造業者の義務）の規定に違反した者

第四十二条第一項第四号中「第十八条第三項（譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止）」を「第十八条第六項（譲渡証、譲受証、移動通知書及び移動受領書の譲渡の禁止）」に改め、同項第八号中「第二項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告）」の下に「、第三項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分及びその報告）」を加える。

第四十三条第五号中「第十八条第二項（譲渡証及び譲受証の保存）」を「第十八条第五項（譲渡証、譲受証、移動通知書及び移動受領書の保存）」に改める。

第四十四条第一項中「第十八条第一項（譲渡証及び譲受証の交付）若しくは第三項（譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止）」を「第十八条第二項（譲受証の交付）若しくは第六項（譲渡証、譲受証、移動通知書及び移動受領書の譲渡の禁止）」に改め、同条第二項中「譲渡証及び譲受証」の下に「等」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四十八号の二中「覚せい剤施用機関の指定を行い、並びにその指定を取り消すこと。」を「覚せい剤施用機関の指定を行い、及びその指定を取り消し、並びに覚せい剤研究者が研究のため他人に対して覚せい剤を施用することを許可すること。」に改める。

## 理 由

覚せい剤取締法の適用を受ける覚せい剤の範囲を拡張し、又、覚せい剤製造業者がその製造した覚せい剤を国外にある者に譲渡することができる途及び覚せい剤研究者が研究のため覚せい剤を他人に施用することができる途を開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。